看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則(昭和44年岩手県規則第54号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(授業料等の減免)	(授業料等の減免)
第3条の2 [略]	第3条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 条例第8条第1項第2号の規則で定めるものは、新型コロ	
ナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロ	
ナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健	

4 条例第8条第1項第2号に規定する修学が困難で特に必要 があると認められる者は、入学選考料の減免にあっては減免 を受けようとする者及びその生計を維持する者の収入が授業 料等減免対象者の認定を受ける者に準ずる程度まで減少した 者とし、寄宿舎料の減免にあっては授業料等減免対象者の認 定を受けた者とする。

機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告 されたものに限る。) であるものに限る。) 及びそのまん延

(減免の額)

- 業料等」という。)の減免(条例第7条又は第8条第1項の 規定に基づくものに限る。以下同じ。) の額は、次の各号に 掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 授業料(前条第4項に該当することとなった者に係る ものを除く。) その月額の全部
 - (2) 入学選考料 その全額

防止のための措置の影響とする。

(3) 入学料(前条第4項に該当することとなった者に係る ものを除く。) その全額

(4) [略]

(減免の申請)

第5条 授業料等の減免を受けようとする者(以下「申請者」 という。)は、別に定める様式による授業料減免申請書、入 学選考料減免申請書、入学料減免申請書又は寄宿舎料減免申 請書(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める書類その他知事が必要と認 める書類を添えて、知事が別に定める期限までに当該申請者 の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長(入学選 (減免の額)

- 第4条 授業料、入学選考料、入学料又は寄宿舎料(以下「授 第4条 授業料、入学選考料、入学料又は寄宿舎料(以下「授 業料等」という。)の減免(条例第7条又は第8条第1項の 規定に基づくものに限る。以下同じ。)の額は、次の各号に 掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 授業料 その月額の全部
 - (2) 入学選考料及び入学料 その全額

(3) [略]

(減免の申請)

第5条 授業料等の減免を受けようとする者(以下「申請者」 という。)は、別に定める様式による授業料減免申請書、入 学選考料減免申請書、入学料減免申請書又は寄宿舎料減免申 請書(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める書類その他知事が必要と認 める書類を添えて、知事が別に定める期限までに当該申請者 の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長(入学選 考料の減免の申請にあっては、申請者が入学を志望する看護 師養成所の長。以下「学院長」という。)を経由して知事に 提出しなければならない。

(1) • (2) [略]

(3) 条例第8条第1項第2号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等(入学選考料又は寄宿舎料に限る。)の減免を受けようとする場合 第3条の2第4項に該当することを証する書類

2 [略]

考料の減免の申請にあっては、申請者が入学を志望する看護 師養成所の長。以下「学院長」という。)を経由して知事に 提出しなければならない。

(1) • (2) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。